

2019年4月17日

次期税理士法改正に関する答申

—時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて—

日本税理士会連合会

制 度 部

はじめに

政府は、日本経済の再生を実現するため、付加価値生産性の向上と労働参加率の向上が図られるよう、誰もがその能力を最大限発揮できる社会を創ることが必要であるとし、一億総活躍の明るい未来を切り拓くことで、少子高齢化に伴う様々な課題も克服可能になるとしている。人それぞれ異なる家庭環境や事情に関し、画一的な労働制度、保育や介護との両立困難など様々な壁を一つひとつ取り除き、働き方改革を進めることが、一億総活躍の国創りとしている。

さらに、第4次産業革命の進展により、これまでに実現不可能であると思われていた社会の実現が可能になっている。Society 5.0¹ への挑戦をいよいよ本格化し、新たなフロンティアを異次元の範囲とスピードで切り開いていくこととしている。

平成29年9月19日付日連第779号をもって諮問のあった「次期税理士法改正に向けた検討について」の審議に際し、当部では、税理士制度は、税務に関する専門家として納税義務の適正な実現を図るという使命のもと、申告納税制度を支え国家財政の基盤確保に寄与するものであり、国民にとって必要不可欠な制度であるということを基本的な認識としている。

本答申は、上記の基本的認識のもと、全国15税理士会制度部等及び日本税理士会連合会の各部・委員会から寄せられた延べ174項目の意見について、働き方改革の影響や第4次産業革命の進展がもたらす経済活動の変化を見据えつつ、税務行政の将来像及び納税環境の変化等を踏まえながら、税理士制度に関し将来想定される問題点の検討を行い、近未来における税理士制度のあり方について論点を整理し、現時点における当部の議論を取りまとめたものである。加速する社会情勢の変化への対応が遅れることのないよう、これら論点について、更なる議論の深化を望むものである。

なお、AIについては、納税者利便及び税理士の事務所運営の効率化等に資するものである一方、AIを介在した非税理士行為が行われる可能性もある。AIの可能性と限界を見極めつつ、税理士業務におけるAI活用のあり方について所管官庁との協議も含め検討していく必要がある。

また、ICT化社会に対応し、電子を前提とした税理士制度について継続的に検討していく必要がある。さらに、税理士の都市部への集中が進行しつつあり、税理士業務が十分に提供されない地域が生じるおそれもあることから、対応策の早急な検討が必要である。

なお、税理士法人が増加するほか、所属税理士の割合が増すなど、税理士の働き方についても、従来の独立開業型だけではなく、多様な働き方が選択されてきている。今後の税理士制度の検討に当たり、こうした観点も必要であると思われる。

¹IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会を指す。「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会。

目 次

一 ICT 化への税理士法の対応

1. 税理士法に電子的に行う税理士の署名押印について明示すること…………… 1
2. 電子申告において税理士資格の証明を義務付けること…………… 1
3. 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について常に明確にできるようにすること…………… 2

二 ICT 化社会における税理士事務所のあり方

4. 事務所の内部規律等を整備し、テレワークに関する指針を設けること…………… 3

三 税理士法人への対応

5. 定期的な倫理研修の受講義務を課すこと…………… 5
6. 租税教育などを税理士法人の業務範囲に含めること…………… 5
7. 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すること…………… 6

四 試験制度のあり方

8. 学識による受験資格要件を見直すこと…………… 7

五 平成 26 年法改正における未実現項目の取扱い

9. 税理士は、試験に合格した者であることを原則とすること…………… 8
10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること…………… 8
11. 財務大臣の総会決議取消権は見直すこと…………… 9

六 業務の適正化に向けた環境整備

12. 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すこと…………… 10
13. 開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すこと…………… 10
14. 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設けること…………… 11

七 引き続き検討を要する項目

一 ICT化への税理士法の対応

経済社会の更なる ICT 化が進展し、税務行政もスマート化を目指す中、税理士制度の ICT 化対応が喫緊の課題である。特に電子申告の際に税理士であることの証明が求められていないことや納税者との委嘱関係が電子的に不明瞭になっている状況は、納税者に不測の損害を与えかねず、速やかな対応が望まれる。

制度部ではこうした観点のもと、①税理士の電子署名について税理士法では明らかとなっていないこと、②マイナポータルが本格稼働していく中、税理士と納税者の委嘱関係及び税務代理権限を明確にすることについて、検討した。

《法改正要望項目》（法第 33 条）

1. 税理士法第 33 条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すること。

税理士が税務書類の作成をした場合、責任の所在を明らかにするため、署名押印を行うことが法第 33 条に規定されている。

しかし、現行では税理士が電子申告により代理送信する場合の電子署名に関する取扱いは行政手続オンライン化法等に規定されているだけである。電子申告に関しては法第 2 条第 1 項第 2 号に規定があるものの、電子署名が法第 33 条の署名押印であるとの認識が確立されていない。

職業専門家としての責任と自覚を明確にすべく、法第 33 条において電子的に行う税理士の署名押印について明らかにすべきである。

《法改正要望項目》（法第 33 条）

2. 税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務付けること。

法第 33 条第 3 項は、税理士が申告書に署名押印する際に、併せて税理士である旨を付記しなければならないことを規定している。税理士用電子証明書以外で電子署名が行われた場合には、実質的に税理士であることを明らかにできず、同条の趣旨を損なうおそれがある。

代理送信により電子申告を行う場合は、税理士用電子証明書に限定するなど、税理士資格を有することを証明できるようにすべきである。

《法改正要望項目》（法第 30 条関係）

3. 納税者との委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすること。

税務代理とは、税務官公署に対する申告、申請、請求、不服申立て等について、代理又は代行することをいい、税務代理権限証書は、税理士が納税者の税務代理をする場合に、法第 30 条の規定によりその権限を有することを証する書面として、税務官公署への提出を義務付けられているものである。

納税者と委嘱契約をしていても、税務代理権限証書が提出されるまでは、納税者と税理士の委嘱関係が税務官公署ではわからない。そのため税務調査の事前通知を委嘱関係にある税理士が受けることができず、逆に、委嘱関係の終了している税理士が連絡を受け、税務調査が行われることを関知してしまうといった状況が発生するなど、納税者利便及びプライバシー侵害並びに税務行政円滑化の観点から問題がある。このほか委嘱関係の終了した税理士が納税者の「申告のお知らせ」など個人情報に触れる可能性があり、納税者と税理士の間の委嘱関係の確認が更に重要になってくる。

一方、マイナポータルでの代理においても、納税者と税理士の間の委任関係を明らかにしなければ、マイナポータル上の税務申告に必要な情報を得ることができない。

したがって、委嘱関係についての明示手続の整備を行い、税理士と納税者との委嘱関係を常に明確にできるようにし、税理士が税務代理権限を正当に行使できるようにすべきである。

二 ICT化社会における税理士事務所のあり方

わが国では、人口減少と高齢社会の局面を迎え、ICT化社会のもと1億総活躍社会を目指し働き方改革が進められている。こうした状況の中、その業務執行のあり方等が厳しく制限される税理士制度について、税理士のみならず職員も含めた働き方や事務所のあり方を中心に検討した。

その結果、事務所設置義務及び2ヶ所事務所禁止規定は維持するとともに、ICT化社会における適正な事務所運営のあり方を示すべきとの結論に至った。

《会則等措置項目》

4. 税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備し、テレワークに関する指針を設けること。

(1) ICT化社会における事務所の必要性

税理士として独占業務を行うにふさわしい者であることを一般に公認するため、税理士名簿に①氏名、②生年月日、③事務所の名称及び所在地、④その他の事項が登録され、その登録及び抹消は官報で公告されている。さらに日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）ホームページにおいて、税理士の氏名や登録年月日、事務所所在地など、税理士情報を広く一般に公開することによって、非税理士排除の目的を果たしている。

一方、事務所設置義務の趣旨の一つである「国民の誰もがいつでも税理士の門戸を叩けるようその利便に資する必要がある」について、ICT化社会においては、いつでも連絡をとることができ、事務所そのものが不要であるとの意見がある。

しかし、委嘱する相手が税理士であるかどうかを判断するうえで、税理士事務所の実体は判断要素として必要不可欠なものである。加えて、日税連・税理士会からの指導、連絡及び監督並びに国税庁からの監督の観点からも事務所設置は必須であり、これは将来においても変わらないものとする。

(2) ICT化社会における2ヶ所事務所禁止規定のあり方

税理士法では、①税理士の業務活動の本拠として税理士事務所を1ヶ所に限定することが法律関係を明確にするうえで有用であること、②個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の数の面から規制し、非税理士行為を未然に防止することを目的として、2ヶ所事務所を禁止している。

ICTを活用することで職員や事務所の管理監督が容易になるものの、法律関係を明確化するために2ヶ所事務所を禁止すべきとの考え方は、将来においても基本的に変わらないものとする。

(3) 税理士事務所におけるテレワーク

① テレワークの態様について

ICTを利用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークが議論されている。総務省では、主なテレワークを①事務所ではなく自宅を

就業場所とする「在宅勤務」、②施設に依存せず、いつでもどこでも仕事が可能な状態である「モバイルワーク」、③サテライトオフィス・テレワークセンター・スポットオフィス等を就業場所とする「施設利用型勤務」として示している。また、実施頻度によって、「常時テレワーク」と、テレワーク勤務を週1～2日又は午前中等に限る「随時テレワーク」に分類している。

このうち「施設利用型勤務」は、現行通達40-1から明らかに2ヶ所事務所に該当するため、認めることはできない。

② 税理士が行う在宅勤務及びモバイルワークについて

税理士が、事務所の仕事を自宅で行うことや、出張先のホテルなどで仕事することは現行法上も可能である。ただし、長期間の在宅勤務については、在宅での守秘義務や事務所で従事する職員に対する監督義務など、税理士法及び税理士会会則の遵守などの適正履行がおろそかにならないよう留意する必要がある。

③ 職員が行う在宅勤務及びモバイルワークについて

職員が行う在宅勤務やモバイルワークについては、在宅での守秘義務や在宅勤務の職員に対する監督義務などが適正に履行されている限り、税理士法上問題はなと考えられる。これらの義務の適正遵守に資するべく、税理士事務所の内部規律や内部管理体制を整備するなど、職員が行うテレワークに関する指針を設けるべきである。

なお、指針等の作成に際しては、非税理士行為や名義貸し行為の排除、労働基準法などの観点も含めて検討すべきことにも留意されたい。

三 税理士法人への対応

税理士法人制度は、業務の共同化により、複雑化・高度化する納税者の要請に的確に応え、かつ、業務提供の安定性と継続性を確保することが可能となり、納税者利便に資することから創設されたものである。制度創設から15年以上が経過し、平成31年3月末日現在、税理士法人の本店及び支店は約6千、社員税理士は約1万人、税理士法人の所属税理士は約5千人となっている。税理士法人が増加している中、このことが税理士業界に与える影響について検討するとともに、現行の運営上の問題点に関して検討した。

《会則等措置項目》

5. 税理士法人に関する運営の更なる適正化に資するべく、税理士法人に対し定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

税理士法人やその社員には、税理士法第1条の税理士の使命はもとより、その性質上、税理士法において開業税理士以上に様々な義務が課せられており、より高度な職業倫理の保持が求められている。税理士法人に対し、設立時をはじめ定期的に、これら義務を遵守し適正に法人を運営すべく倫理研修の受講義務を課すべきである。

《法改正要望項目》（法第48条の5、規則第21条）

6. 税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めること。

税理士法人の業務範囲について、法人制度創設当時の国税庁フォローアップ検討会では、「税理士が法令等に基づき、その専門的知見を活用して行っている業務については、税理士法人においても行い得るものとする必要があります。…現在、法令等で認められている業務のほか、今後、税理士法人が行う業務としてふさわしい業務があれば、業務範囲に加えていくことも考えられます」とされている。

現在、多くの税理士がその専門的知見を活かして租税教育や成年後見などの業務に取り組んでいるほか、税法関連の研修会講師や書籍執筆など行っている。こうした現状を踏まえ、税理士として当然に行う公益的業務などの業務については税理士法人の業務範囲に加えるべきである。

《法改正要望項目》（法第 48 条の 4 ②一、第 48 条の 17）

7. 社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すること。

法第 48 条の 4（社員の資格）第 2 項第 1 号において、業務停止期間中の者は社員資格を有しないこととされ、社員税理士が業務停止処分を受けた場合、社員資格を喪失し、当該税理士法人を脱退しなければならないこととされている。一方、法第 48 条の 17（法定脱退）に業務停止処分を受けた場合の記載がないため、脱退事由に該当しないのではないかとの意見がある。このような誤解が生じないように、業務停止処分は社員税理士の法定脱退事由として明記すべきである。

四 試験制度のあり方

少子化などにより各土業の受験者数が減少する中、税理士試験においては、直近5年で受験者数が1万人超減少している。これは少子化や起業意識の低下のほか、修士免除や公認会計士資格取得を通じて、税理士資格取得を目指す層が増えていることも要因の一つと推察できる。こうした状況のもと、受験者数を増やすべきなのか、更には合格者数を増やすべきなのか、過去の実績や年齢構成を踏まえて検討してきたほか、合格所要年数が伸長しているとの指摘がある中、試験制度のあり方について検討してきた。

なお、試験制度のあり方については、過去の議論等において、若年層の税理士を増加させることなどを主な目的として、合格所要科目数の減少や2段階試験制度の導入に関する議論の必要性などが指摘されている。しかし、税理士としての資質担保の観点や、現行試験制度の優位点など、更なる議論が必要であることから、本答申では具体的改正については触れないこととした。

《法改正要望項目》（法第5条）

8. 学識による受験資格要件を見直すこと。

日税連では、申告納税制度を支える税理士制度を維持すべく、税理士制度の広報活動や寄附講座などを通じ、受験者数の増加を図ってきた。今回の議論では試験制度の面から、特に影響の大きい大学生に関する受験資格要件の緩和について検討を進めてきた。

税理士試験の受験資格は、税理士業務の遂行に基礎的学識能力等が必要であることなどから設けられ、学識による受験資格、資格による受験資格、職歴による受験資格により多様な人材を確保すべく広く門戸が開かれている。このうち学識による受験資格では、大学生には原則として大学卒業が求められる一方、一定要件を満たすことで3年次から受験が可能となる。しかし、大学3年次は進路選択を迫られる時期であり、この段階で初めて税理士試験の受験を可能とすることでは遅すぎるとの指摘がある。大学3年次未満でも受験可能とすることで、早期に税理士を職業選択の選択肢に入ることができるとともに、若い人材の確保にもつなげることが可能となる。

したがって、受験資格要件について、一定の資質を維持しつつ、大学3年次未満でも受験可能となるよう緩和すべきである。

五 平成 26 年法改正における未実現項目の取扱い

平成 26 年法改正に関しては、公認会計士への自動資格付与の廃止をはじめ補助税理士制度の見直しなど、日税連の要望事項の多くが実現した一方、実現に至らなかった事項や一部実現に留まった事項がある。制度部では、これら実現に至らなかった要望事項等について、当時の議論と法改正後の運用状況から検証を行った結果、基本的に引き続き要望すべきことを確認した。

《法改正要望項目》（法第 3 条、第 7 条、第 8 条）

9. 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすること。

使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。このため、現在、税理士の資格が自動付与となっている弁護士や、平成 26 年法改正において指定研修の修了が要件とされた公認会計士について、その改正の影響を注視しつつ、将来的には例えば、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。さらに税務官公署等の税務行政実務経験者に対する免除規定については、資格取得の原則から 5 科目全てが免除されることのないよう制限を加えるべきである。

《法改正要望項目》（法第 49 条の 2、法第 49 条の 14 関係）

10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること。

社会構造の変化や国際化の進展によって税理士業務も複雑多様化している。研修受講や自己研鑽により資質の維持向上を図っていても、事故が生じた場合の専門家としての責任は免れるものではなく、納税者保護の観点から職業賠償責任保険への加入は不可欠なものとなっている。

納税者の安全性を確保し、税理士制度全般の社会的信頼性の向上を図るべく、全ての税理士及び税理士法人に職業賠償責任保険への加入を税理士法において義務化すべきである。

《法改正要望項目》（法第 49 条の 17）

11. 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権は見直すこと。

総会決議取消権は、国民に対する税務当局の責任として、日税連の高い公共性を担保し適正な運営を確保すべきとの観点から存置されている。さらに法第 49 条の 19 では日税連・税理士会に対する一般的監督権を別途規定している。

高い職業倫理を保持すべく会員に指導・連絡及び監督を行っている日税連・税理士会が、適正かつ民主的に進めている会務運営に対し、一般的監督権のみならず、その総会決議取消権まで定めていることは、過剰な規定であり、財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権は見直すべきである。

六 業務の適正化に向けた環境整備

税理士の使命を実現するために必要となる高度な職業倫理を継続的に保持するための施策について検討を行ったほか、所属税理士の増加に伴う税理士事務所・税理士法人のあり方や、品位・信用を損ないかねない不当広告の防止など、将来に向けた環境整備に関する検討を行った。

《会則等措置項目》

12. 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

税理士は、申告納税制度の理念にそって、納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、単に学識等を有するのみでは不十分であり、高度な職業倫理の保持が求められている。現在、新規登録者に対し職業倫理などの登録時研修を実施しているが、任意研修であり全員が受講できていない。税理士として登録し業務を遂行するに際し、研修を受講することは必須であることから、日税連・税理士会会則・規則に倫理規則等を定めるとともに、登録時研修を必修研修とすべきである。

また、前述の通り、職業倫理の重要性は極めて高く、登録時のみならず税理士である限り常に保持し続けなければならない。日税連・税理士会は、研修規則において会員に対し年間 36 時間以上の研修受講義務を課しているが、職業倫理を必修研修として、36 時間のうち一定時間の受講を義務付けるべきである。

《法改正要望項目》（法第 41 条の 2、第 48 条の 16 関係）

13. 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すこと。

現在、所属税理士を雇用する税理士事務所が多数存在しているほか、非常に規模の大きな法人も組織されている。例えば、所属税理士が税務支援や研修に参加しにくい従事環境であっても、雇用者である開業税理士や税理士法人に対する指導、連絡及び監督が困難な事例も散見される。

法第 1 条に規定する「税理士の使命」は、独立開業する税理士はもとより、所属税理士や税理士法人の使命でもある。税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、所属税理士を雇用する開業税理士及び税理士法人には、所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すべきである。

《会則等措置項目》

14. 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設けること。

税理士業務は、税理士の使命の重要性から無償独占とされ、一般的な営業行為とは一線を画するものである。日税連・税理士会では、綱紀規則等に業務広告に関する規定を定め、比較広告や品位・信用を損なう広告を規制するなど適正な業務運営の実現を図っている。

現在、税理士の周旋行為が事業として広く行われており、過度な価格競争による品質の低下や税理士の品位の棄損を惹起しかねないとの指摘がある。日税連・税理士会において、比較広告等を禁じている趣旨にかんがみ、こうした周旋業者の利用に関する指針を設けるべきである。

七 引き続き検討を要する項目

平成 26 年法改正における未実現項目、制度部以外の部・委員会から寄せられた意見や各税理士会制度部等の意見などについて議論を行ってきた。その中には重要なものもあったが、議論がまとまらなかったもの、時期尚早とされたものなど、今回の答申には取り上げられなかった項目のうち主なものは以下の通りであり、引き続き検討が必要である。

(1) 税理士の使命の見直しの必要性

税理士の使命は、税理士制度の理念を表すとともその根幹を成すものであり、税理士制度が創設されて以来、議論されてきた。制度部では、税理士の使命について、過去の歴史における検討経過も踏まえつつ議論した結果、現時点において速やかに改正すべきものではないと結論付ける一方、時代に即した使命規定のあり方について、議論し続けることが重要であることを再確認した。

(2) その他、今回の答申項目とされなかったもの

- ・ AI を利用した税務相談
- ・ 税理士業務における将来的税務相談の位置付け
- ・ 試験制度の見直し
- ・ 登録要件である 2 年間の実務経験に代わる実務修習制度の導入
- ・ 資格の更新制度の導入
- ・ 一人税理士法人制度の創設
- ・ 社員税理士の無限連帯責任の見直し

以上

日連 29 第 779 号
(総 1 第 104 号)
平成 29 年 9 月 19 日

制度部長 石原 健次 殿

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

次期税理士法改正に向けた検討について（諮問）

本会は、政府が推進する「第 4 次産業革命」などの社会環境の変化を的確に捉え、納税者からの信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、必要な施策を進めることとし、平成 29 年度重点施策として「国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の更なる確立を目指し、次なる税理士法改正に向けた検討を進める」こととしています。

一方、国税庁は、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」(平成 29 年 6 月 23 日)を公表し、ICT やマイナンバーなどの活用によるデジタル化を推進し、税務相談や申告・納付の手続等をスムーズかつスピーディなものにするなど、納税者の利便性の向上を進めていくほか、課税・徴収事務を効率化・高度化(インテリジェント化)するなどの事務運営の最適化を進めていくこととしています。この中で、税務相談の自動化、申告・納税のデジタル化の推進、申告内容の自動チェック、軽微な誤りのオフサイト処理に加え、調査・徴収での AI 活用が掲げられておりますが、いずれも税理士業務のあり方に少なからず影響を与えるものと考えられます。

これに加え、政府税制調査会において、納税実務等に係る制度の見直しについて、経済活動の ICT 化や多様化を踏まえ、税務手続の利便性向上及び適正公平な課税の実現に向けた検討がなされており、今後の納税環境の変化が予想されます。

そこで、貴部より報告された「あるべき税理士制度の構築へ向けた制度部意見」(平成 29 年 6 月 12 日)において重視された「次世代を担う若年層にとってさらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展を図るとの観点」から、これら税務行政の将来像及び納税環境の変化等を加味し、まず、税理士業界の未来予想図とも言うべきものを想定したうえで、現在から近未来につなげていける税理士制度について検討していただきたく、諮問いたします。

なお、検討状況は随時報告されたい。

《提出期限》 平成 31 年 4 月末日